
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第102号》 2024年10月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URLが無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。
各種受信端末の設定をご確認ください。

■―― 目 次 ――■

- 【1】自社の“魅力”を伝える動画を募集中「きしわだ動画コンテスト」
（商工会議所）
- 【2】「岸和田ビジネスサポートセンターKishi-Biz」の無料経営相談を
ご利用ください（市）
- 【3】岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します（市）
- 【4】岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します（市）
- 【5】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）
【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました！】
- 【6】産業人材の育成を支援します（市）
【技能検定の受検手数料も対象になりました！】
- 【7】販路拡大を支援します（市）
- 【8】創業者の販路開拓を支援します（市）

【9】関西脱炭素・SBT 取得促進セミナー追加募集のお知らせ（商工会議所）

【10】大阪脱炭素ビジネスコンテスト募集中（賞金額決定）（商工会議所）

【11】大阪府内の工場視察受入可能なものづくり中小企業募集のご案内（府）

【12】10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です（国）

■―― 各 情 報 ――■

【1】――

自社の“魅力”を伝える動画を募集中「きしわだ動画コンテスト」
（商工会議所）

――
事業所のデジタル化推進と経営拡大を目的に、「きしわだ動画コンテスト」を
開催します。企業や団体の“魅力”を伝えるPR動画を作成してご応募ください。

【募集締切】令和6年10月25日（金）午後5時まで

【表彰式】令和6年12月15日（日）午後3時～

【応募対象者】岸和田商工会議所会員事業所並びに岸和田市内事業所

【応募方法】岸和田商工会議所のウェブページからご応募ください。

https://kishiwada-cci.or.jp/movie_contest/

【問い合わせ先】

担当：岸和田商工会議所 デジタル化推進委員会事務局

TEL：072-439-5023

FAX：072-436-3030

メールアドレス：kcci@g.kishiwada-cci.or.jp

ホームページ URL：https://kishiwada-cci.or.jp/movie_contest/

【2】-----

「岸和田ビジネスサポートセンターKishi-Biz」の無料経営相談をご利用ください（市）

Kishi-Biz(キシビズ)は、岸和田市の事業者・起業家の皆さまが「何度でも無料で」利用できる公的な経営相談所です。開設から4年半で1000社を超える事業者様から、のべ5000件のご相談をいただいています。

Kishi-Bizでは、ビジネスの様々なお悩みに対して、お金をかけずに知恵を使って事業を上向きにする方法を提案し、伴走支援。広告業界歴30年の、会社や商品の魅力を見える化するプロ、SNSやホームページなど情報発信のプロが専門知識を生かしたアドバイスを行います。

- * 売上を伸ばしたい
- * 販路を開拓したい
- * 起業したい
- * 情報発信を強化したい

など、ビジネスのお悩みや課題がありましたら、ぜひKishi-Bizにご相談ください。

事前予約制です。お電話・ホームページの申込フォームからご予約・お問い合わせをお願いします。

【電話】072-447-5855

【申込フォーム】<https://www.kishi-biz.jp/contact/>

【ホームページ】<https://kishi-biz.jp/>

【3】-----

岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、省エネ支援に必要な費用を支援しています。

※令和6年度からは、省エネ支援にかかる費用も対象になりました。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用
- ・省エネお助け隊が実施する省エネ診断費用
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネクイック診断費用
- ・省エネお助け隊が実施する省エネ支援費用（個別カスタムプランを除く）

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【補助率】

- ・補助率：補助対象経費合計額の10分の10（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shindan.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【4】-----

岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく岸和田市内の事業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な費用を支援していま

す。

【採択事例（一例）】

- ・ 漁業／水産加工事業者が、省エネクイック診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・ 廃棄物処理事業者が、省エネクイック診断を受け、高機能空調設備に入替

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 省エネ診断・省エネ支援を2年以内に受けていること
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、各々1事業者1年度につき、50万円（予算上限に達し次第終了）

※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。

- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/syouene-setsubi.html>

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援しています。

※令和6年度からは、ソフトやシステムを導入する場合に限り、当該システム等の稼働に必要なハードウェアも対象になりました。（上限5万円）

【採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムを導入
- ・製造業事業者が、経理／資産管理／債権債務管理ソフトを導入
- ・製造業事業者が、勤怠管理ソフト及び稼働のためのＩＣカードリーダーを導入
- ・製造業事業者が、生産管理システムを最新ＯＳに適合するよう改修
- ・製造業事業者や警備事業者が、各種電子化が可能な人事給与システムを導入
- ・会計事務所が、顧客先などで活用できる仮想クライアントＰＣシステムを増設
- ・飲食物製造事業者が、就業規則作成ソフトを導入
- ・プログラミング教育事業者が、授業に特化した専用ソフトを導入
- ・木材加工事業者が、ＨＰ管理のためのＣＭＳソフトを導入
- ・電気工事事業者や足場設計事業者が、業態に特化したＣＡＤソフトを導入
- ・リサイクル業事業者が、顧客管理や会計等ソフト及び稼働のためのＰＣを導入

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1 事業者 1 年度につき、30 万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の 2 分の 1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【6】-----

産業人材の育成を支援します（市）

【技能検定の受検手数料も対象になりました！】

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※令和 6 年度からは、技能検定の受検手数料も対象になりました。

（申し込み前に補助金の申請を行い、合格した場合に限る。）

【令和 5 年度の採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、生産現場での現場のリーダーに関する研修
- ・ 製造業事業者が、空気圧実践技術の習得に関する研修

【募集期間】

原則 令和 7 年 1 月 31 日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること

- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【7】-----

販路拡大を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。

（販売を伴わないものに限ります。）

※令和6年度より、海外の展示会やオープンファクトリーへの出展費用も対象になりました。

【令和5年度の採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、伝統的工芸品の展示会へ参加
- ・水槽販売事業者が、展示会で使用する商品紹介動画を作成

【募集期間】

原則 令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1 事業者 1 年度につき、20 万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の 2 分の 1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【8】-----

創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1 事業者につき 1 回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後 5 年未満の事業者に対し、創業に係る費用及び販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和 5 年度の採択事例（一例）】

- ・ 開業 5 年未満の個人事業者が、スポーツスクールを法人化
- ・ 飲食店経営者が、店舗の入り口に看板を設置

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人であること。
- ・ 産業競争力強化法第2条29項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・ 岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・ 過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・ 対象外業種でないこと。
- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・ 岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転された事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転された事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【9】-----

関西脱炭素・SBT 取得促進セミナー追加募集のお知らせ
～国際イニシアチブに参画し、脱炭素をビジネスチャンスに～
(商工会議所)

脱炭素経営は企業ブランドの強化等企業価値向上させるチャンスになります。
取引先からの要請に応えられるよう、国際的なイニシアチブ
「SBT(Science-based Target、科学的根拠に基づく目標)」認定を取得する企業
が増加しています。

SBT を取得した日本の中小企業の伸びは大きく、2023 年 1 月時点で 214 社だったのが、2024 年 4 月 1 日には 791 社と 3 倍以上に増えています。大手企業の中には、取引先企業の中で SBT 取得企業の割合の目標値を定める企業が増えてきています。

8 月 29 日現在 58 社の申し込みがありますが、更に枠を増やして追加募集を行います。

【日時】2024 年 10 月 4 日（金）14:00～16:30

【場所】おおさか A T C グリーンエコプラザ内 セミナールーム
(大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ITM 棟 11F)

<会場アクセスはこちら>

<https://www.ecoplaza.gr.jp/ecoplaza/facility/#atc-access>

【参加費】無料

【開催方法】会場及び「ZOOM」アプリ（無料）使用のオンラインセミナー
同時開催

【定員】どちらも要申込（会場 50 名・オンライン 100 名）

【応募締切】2024 年 10 月 3 日（木）

【申込・プログラムなど詳細】

https://www.ecoplaza.gr.jp/seminar_post/s20241004/

※おおさか ATC グリーンエコプラザ会員でない企業様は新規会員登録をした上でお申込みをお願いします。

- 【主催】 おおさか ATC グリーンエコプラザ実行委員会
(大阪市、アジア太平洋トレードセンター株式会社、日本経済新聞社)
- 【共催】 OSAKA ゼロカーボン・スマートシティ・ファウンデーション、
NPO 法人エコデザインネットワーク
- 【後援】 関西広域連合、近畿地方環境事務所、中小企業基盤整備機構

【問い合わせ先】

おおさか ATC グリーンエコプラザ

電話番号：06-6615-5888

FAX：06-6615-5890

【10】 -----

大阪脱炭素ビジネスコンテスト募集中（賞金額決定）（商工会議所）

2050 年カーボンニュートラルに向けての対応を成長の機会と捉え、脱炭素に資する新ビジネスの創出や CO2 の見える化・削減に向けての脱炭素経営、新商品開発等の取り組みが企業の成長へと繋がります。

温暖化への対応を他社との差別化のチャンスと捉え、先導的な取り組みをコンテストの形で懸賞するため、この度「大阪脱炭素ビジネスコンテスト」を開催いたします。

【募集締切】 2024 年 11 月 20 日（水）

【主催】 大阪脱炭素ビジネスコンテスト実行委員会
(大阪商工信用金庫、OSAKA ゼロカーボン・スマートシティ・ファウンデーション)

【協力】 大阪府、近畿財務局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、中小企業基盤整備機構近畿本部、大阪商工会議所、大阪産業局、おおさかグリーンエコプラザ実行委員会(大阪市、日本経済新聞社、ATC)

【募集分野】 分野 1 「脱炭素に資する新ビジネス創出（スタートアップ含む）」

分野2「脱炭素経営」

分野3「脱炭素に関する新商品」

(商品化数年以内の脱炭素に寄与する商品・新素材等)

【応募対象】大阪府内に本社を置いている中小企業者・個人事業主

(スタートアップも含む)

※中小企業者の定義は、中小企業基本法の中小企業の定義とします。

【応募方法】以下の実施要領をご確認いただき、エントリーシートをダウンロードして必要事項を記載いただいた上で、募集期間内に

E-mail : bijikon@ozcaf.jp にお送りください。

【実施要項 URL】

<https://www.osaka-shoko.co.jp/common/pdf/2024osakabusinesscontest-application-guidelines.pdf>

【エントリーシート URL】

https://www.osaka-shoko.co.jp/common/pdf/2024osakabusinesscontest_entrysheet.doc

【今後の流れ】:

一次審査(11月下旬~12月中旬)を経て、

*最終公開プレゼンテーション審査・表彰

<日時>2025年1月27日(月)13:00~16:00

<場所>大阪産業創造館4F イベントホール

賞金:最優秀賞:50万円、優秀賞30万円、特別賞10万円:参加賞(受賞者以外)

*公開プレゼンテーション審査に残った企業(10社程度)には、主催者・協力機関のネットワークでのPRやビジネス拡大のためのサポートを行います。

【問い合わせ先】

大阪脱炭素ビジネスコンテスト実行委員会事務局(担当:榎原)

電話番号:06-6484-6683

E-mail: bijikon@ozcaf.jp

【11】 -----

大阪府内の工場視察受入可能なものづくり中小企業募集のご案内（府）

2025 年大阪・関西万博を契機に増加する来阪者に、大阪府内のものづくり中小企業等の技術力や製品の魅力を知っていただけるよう、大阪府内にある視察受入可能な工場の情報を集約したポータルサイトを開設します。

また、専任のコンシェルジュを設置し個別にサポートすることで、双方のニーズを的確にコーディネートいたします。

工場視察の受入れが可能なものづくり中小企業の皆様、また、今まで工場視察を受け入れたことがない企業の皆様も、この機に工場視察の受入れを始めてみませんか。

【サイト URL】

<https://www.m-osaka.com/jp/whatsnew/detail/005306.html>

【募集期間】 令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

【申込 URL】 下記の URL からお申し込みください。

<https://forms.gle/QhmMVb4R3kmbeZwaA>

【申込要件】

- ・ 中小企業で製造業を営んでいること（団体登録も可）
- ・ 大阪府内に工場やショールーム等の視察場所があること
（本社が大阪府外でも可）
- ・ 視察の受入れが可能であること

【問い合わせ先】

公益財団法人大阪産業局 MOBIO 事業部 コンシェルジュ事業運営事務局

TEL:06-6753-8022

E-mail:factory@m-osaka.com

【12】 -----

10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です（国）

年次有給休暇の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性の向上など会社にとっても大きなメリットがあります。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、労働時間や休日数、年次有給休暇の取得状況など、労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方に対応したものへ改善することが重要です。

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、毎年10 月を「年次有給休暇取得促進期間」としています。年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう。

【詳細】厚生労働省ホームページ

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【問い合わせ】

厚生労働省

担当課：男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL 072-441-2535（月・祝除く 9:00～17:30）

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel：072-423-9485（事業者支援担当直通）

Email：sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。